

GIGA スクール構想基本方針

多彩な子ども達の資質・能力を一層確実に育成する個別最適化された学び

1. GIGA スクール構想の目的

(ア)GIGA スクール構想における1人1台の端末（GIGA 端末＝ChromeBook）をはじめとするICT機器を効果的に活用することで、教育活動全体を通して主体的、対話的で深い学びの実現に向けて取り組み、学校または家庭と連携し個に応じた教育の実現を図る

2. ICT 機器の活用を目的化しない。

(ア)ICT 機器は教育目標のために用いる手段として捉える（基本的な操作方法の習得は必要）。

(イ)主体的・対話的で深い学びによる授業改善に用いる。

(ウ)ICT 活用ありきではなく、行いたい授業の中でどのように活用するか、またどのように育てたい児童の姿へ向けて活用するかを考える。

(エ)ICT の特徴を踏まえ、その長所を場面に応じた指導で役立てる。

(オ)ICT 活用によって、大小各種のグループ協議、遠隔地との協働の機会を積極的に設ける。

(カ)画一的な課題だけではなく、提供された教材を用いて個に応じた指導を心掛ける。

(キ)課題作成・採点・分析等を効果的に行い、働き方改革の推進に役立てる。

(ク)家庭と連携し、不登校児童への児童生徒理解や学習に役立てる。

3. 情報モラルの指導

(ア)内輪の集団での利用から始まること、またその匿名性から児童たちの情報モラルが緩みやすいことを踏まえ、事前に情報モラルについて指導を行う。

(イ)GIGA スクール構想が学校生活に入ってくることから、情報モラル教育の際には実生活とネット内で必要とされるモラルに違いがないことを十分周知させる（実生活ではいけないことはネットでもしてはいけない等）。

4. 主な活用機会

(ア)授業。

- ① プリントや板書の一部または全部を置き換える。
- ② 主体性を持たせるための授業の視覚化。
- ③ 協働的な学びの場面や個人で学びを深める画面。
- ④ 個人の振り返り。

(イ)家庭学習。

- ① 自主学習。
- ② 宿題や課題等。
- ③ 個人的な疑問点への探求。
- ④ 各種連絡やアンケート等での保護者連携。

(ウ)その他の学習・学級運営等。

- ① オンライン授業や学習課題。
- ② 臨時休校時の活用。
- ③ 児童への所連絡、健康観察、メンタルヘルスのフォロー。

(工)校務（働き方改革の推進含む）。

- ① 出退勤記録・各主申請等。
- ② 提供されたドリル等を用いた課題作成時間の圧縮。
- ③ 各自設計した授業をひな形として保管。作業の軽減、指導案のブラッシュアップ。
- ④ 提出・採点・分析の効率化。
- ⑤ 教職員のリモートワーク。
- ⑥ リモート研修、会議、報告会。

5. GIGA 端末の取り扱い。

(ア)ICT 機器の持ち帰りについて。

- ① 導入当初は学校内でのみ使用する。
- ② 長期休暇時は、持ち帰りを基本として児童の実態を鑑みて別途検討する。
- ③ 不登校児の対応は、各家庭の所有機器や保護者による学習への関わり方と併せ個別対応とする。

(イ)標準的な一日の流れ。

- ① 朝：登校後各自が ICT 端末を机上に準備。
- ② 授業中：担任の指示のもと机上または机内で利用・保管。
- ③ 休憩時：机上にて画面を閉じた状態で保管。
- ④ 昼食時：机内で保管。
- ⑤ 全授業終了後：帰りの会が始まるまでに各自キャビネットに充電ケーブルを刺して保管。

(ウ)ログイン ID・PW について。

- ① ログインについて
 1. 低学年は初回、担任・T2・支援員等で手分けしてログインする。
 2. 3年生の初回も同上。
 3. 4～6年生は、担任の指導のもと自分でログインを試みる。
- ② ログアウトについて
 1. 低学年：日々の使用後にログアウトしない（個人情報悪用のリスクが低い）。
 2. 3年生：当面はログアウトなしで運用。ローマ字習得後はログアウトする。
 1. 4～6年生：当面はログアウトなしで運用。ICT 機器の扱いに慣れてから以降はログアウトする。
- ③ PW（パスワード）について
 1. 1学期間は PW を変更せず運用する。
 2. 2学期以降中・高学年は PW を変更し、管理職・担任・情報担当・保護者で共有する。（低学年は変更しない。）

令和3年度八重東小学校 GIGA スクール構想図

教育目標:夢をはぐくみ 自ら考え学び 共に伸びる 八重東っ子の育成

本校でつきたい資質・能力

- ① 知識・技能, 情報活用能力
- ② 課題発見・解決能力
- ③ コミュニケーション能力(協働性)
- ④ 自ら取り組む力(主体性)
- ⑤ 自他を理解する力
- ⑥ ふるさとを愛する心(郷土愛)

各教科の本質的理解を通じた
基盤となる資質・能力の育成

協働学習・学び合いによる
課題解決・価値創造

日本人としての
社会的・文化的価値観の醸成

多彩な子ども達の資質・能力を一層確実に育成する
個別最適化された学び

知

情報教育(子供たちの情報活用能力の育成)

情報教育の目標

- ・情報活用の実践力
- ・情報の科学的な理解
- ・情報社会に参画する態度

学習内容

- ・基本的な操作等
- ・課題解決、探求における
情報活用
- ・プログラミング 等

徳

情報モラル教育・情報セキュリティ教育

体

学校・家庭での
ルール作り

誘惑に負けない
強い心

健康被害を防止する
学校・家庭での
ルール作り

教職員のICT機器利活用に係る基本ルール

八重東小学校

【基本ルール策定の目的】

教職員がスマートフォンやパソコン等のICT機器を個人的に利用する際、又は校務で活用する際、不適切な取り扱いをすることで、非違行為につながったり、県民からの指摘を受けたりする事案が複数発生している現状を受け、信頼される学校教育を推進する観点から、私用で機器を扱う際も含めて、特に守るべき基本的なルールやモラル、留意点を提示し、教職員の意識の徹底を図る。

【ICT機器利活用に係る不祥事防止の基本的な観点】

ICT機器の利用・活用に起因した不祥事が発生することがないように、教職員として重視すべき観点を「心構え・モラル」「知識・スキル」の2項目に整理し、その内容を次に示す。

1 心構え・モラルの観点

(1) 教職員の自覚

- ・まずは一人一人の心構えが重要。特に私用でSNSを利用する際に自分が教職員であることを強く意識する。
- ・メール等で生徒とつながり、生徒指導や教育相談を行うことの危険性について認識する。

(2) 職場での情報の共有化

- ・他校等で起きた不祥事事案の情報について職場で共有し、自分にも起こりうるということを意識する。
- ・メール等で生徒から相談を受けた場合には、関係職員と情報を共有するなど、組織的に対応することが重要である。

(3) 情報セキュリティポリシー等の遵守

- ・教育委員会、所属長が定めた情報セキュリティポリシー等に基づくルールを遵守する。

2 知識・スキルの観点

(1) 知識不足に起因する非違行為の防止

- ・知識として知っていれば「想像力」も働き、不祥事につながる前に防ぐことができるため、ICT機器利活用に係る情報を積極的に収集することが必要である。
- ・ICT機器の利便性と併せて、その利活用は個人情報流出等の非違行為につながる危険性があるという認識を持つ。

(2) 教職員研修の実施

- ・県教育センター、町教育委員会等からの支援により、情報セキュリティやネット・エチケット等について知識やスキルを高める研修を行う必要がある。

【5項目の基本ルール】

ICT機器の利用・活用について、認識の甘さや知識の少なさから、非違行為や違法行為を起こすことのないよう、教職員として特に守るべき基本ルールを5項目に整理し、それぞれの注意事項を次に示す。

<1>メール（電子メールやSNS等）の活用に係る基本ルール

- (1) 児童生徒や保護者との私的なメールは行わないこと。生徒指導、教育相談はメール以外の手段で行い、必ず組織で対応すること。
- (2) 部活動の連絡等、公務で活用する際は、所属で定められたルールに従い慎重に行うこと。
- (3) 勤務時間中に、私的なメールは行わないこと。

<2>ネットへの書き込み、写真投稿、SNS等の利用に係る基本ルール

- (1) SNS等への書き込み、写真のアップ等は、私用であっても、教職員であるという自覚を常に持つて行うこと。
⇒名前を載せていなくても教職員の投稿だと特定され、保護者や県民から指摘を受けることがある
- (2) SNSやゲームサイト等で知り合った人とのトラブルに注意すること。
⇒インターネット上で軽い気持ちで発言（書き込み）したことが、相手の感情を傷つけ、慰謝料を求められるようなトラブルに発展することがある。
- (3) 無責任、軽率な書き込みや投稿は行わないこと。
⇒誤って不適切な画像を投稿し、非違行為として扱われることがある。

学校での「タブレット使用 15の約束」(児童用)

学校から貸し出されるタブレットには、様々な機能があり、上手に使うことで授業での学びを、より深めることができます。きちんと約束を守って、みんなが安全に気持ちよく学習できるようにしましょう。

【タブレット使用の目的】

学校で貸し出すタブレットは、学習のために使うことが目的です。学習に関わることだけに使うようにしましょう。勝手に使って遊んではいけません。



《使い方について》

- ① 学校でタブレットを使うときは、先生の指示をよく聞きます。
- ② 個人専用でつかいます。他人のタブレットにさわったり使用したりしないようにしましょう。
- ③ **先生が許可した時間や活動・場所のみで、使用するようにしましょう。**
- ④ すべりやすいので、両手でしっかりと持って落とさないように運びましょう。
- ⑤ 学校での保管は、各教室の充電保管庫に入れます。
- ⑥ 先生や修理する人が使いにくくなるので、デスクトップのアイコンの並び方や位置、背景の画像、色など のタブレットの設定は、勝手に変えません。



《情報モラルに関する事項》

- ⑦ パスワードは、絶対に誰にも教えないようにしましょう。
- ⑧ 授業以外で自分のアカウントを人に教えないようにしましょう。
- ⑨ 先生が許可した時以外でカメラは使いません。写真や動画に人が映るときは、必ずその人の許可をもらいましょう。
- ⑩ 学校のタブレット端末で作ったデータやインターネットから取り込んだデータ(写真や動画など)は、学習活動で先生が許可したものだけを Google ドライブ内に保存します。
- ⑪ **調べ学習の時、サイトの閲覧には制限がかけられていますが、よく分からないサイトには、入らないようにしましょう。先生に相談しましょう。**
⇒まちがって変なサイトに入ったら、先生にすぐ報告しましょう。
- ⑫ **自分や他人の個人情報(名前や住所、電話番号など)はインターネット上に絶対にあげてはいけません。**
- ⑬ **相手を傷つけたり、いやな思いをさせたりすることを絶対に書き込んではいけません。**

《健康面に関する事項》

- ⑭ 使用するときには、姿勢を良くし、画面に近づきすぎないように注意しましょう。

《その他》

- ⑮ タブレット本体やネットワーク等に不具合が出たときは、すぐに先生に報告するようにしましょう。

※ 八重東小学校「タブレット端末使用の約束」が守れないときは、タブレット端末を使うことができなくなります。